



世田谷

区議会だより

No. 29

8/15

発行 昭和46年8月15日
発行所 世田谷区世田谷四丁目21-27
世田谷区議会事務局(422)0111
郵便番号 154
発行人 事務局長 大場啓二

新局面を迎えたゴミ処理

柴田 徳衛

厚生省が牛乳リ容器の使用を認めたとをきっかけとして、都市の清掃事業に対する関心が、一挙に高まった気配がある。

現在の清掃事業は、もっぱら清掃作業員の活躍にたよった手工業的段階にある。昔と言ってもつい十数年前までは、台所のゴミや紙くず、落葉などのちり・あくたを小さなほうきで収集して捨てればそれで済んでいた。現在では、質・量ともに大幅に増大した多種多様なゴミが殺到し、人海戦術ではもはやとうてい太刀打ちできない状態になってしまっている。ここで、清掃事業が現在直面している課題を考えてみよう。

ゴミの質が変化したことほききにも述べたが、その第一は、いわゆる「粗大ゴミ」が爆発的に増加していることである。日本経済の高度成長は、冷蔵庫、テレビ、スチール製家具、ベッド、ピアノ、乗用車などの大型耐久消費材の普及率を高めた。がんじょう・巨大なゴミであるこれらは、耐用年数——使捨て奨励政策のためにどんどん短縮される——を過ぎれば、大型ゴミとなつて路上に放り出される運命にある。した

かつて、将来ますます排出量が増加するであらう。

第二は、牛乳ビンで急激に注目の的となつたプラスチックの混入率がどんどん高まってきていることである。焼却炉の中にプラスチックが入られると、大量の熱が出て焼却炉は破壊され、また、有害ガスが発生して大気を汚染させる。焼却せずに埋立てた場合には、腐らず錆びずというプラスチックの長所が、ゴミ処理の時点ではそのまま裏目に出て欠点になつてしまう。他のゴミは消滅して土にかえつても、プラスチックは永久にそのままである。

ゴミ世界では、さらにもっと大きな困難が待っている。高度工業化社会は、大量の産業廃棄物を生み出す。昭和44年だけで、五九〇〇万トンに達したという(通産省調べ)。都市によっては、家庭ゴミの二、三倍から十倍もの量になるし、何よりもやっかいなのはゴミの質である。たとえば、廃硫酸、廃油、シアンその他各種重金属類などのように、たとえ現在の科学技術の粋をつくしても安全な処理が保証されえないも

のが含まれている。近い将来には、原子力発電による低レベル放射性固体廃棄物も大量に発生するであらう。

清掃事業は、現在こうした行政需要に直面しており、大改革を断行しないかぎり破産の憂き目を見るのは確実である。改革の一つは、清掃作業員の労働条件の改善という古くからの課題であり、もう一つは、都市行政における清掃行政の地位を再検討し根本的に変革することである。現在、東京都においても、清掃局はまだ一現業局にすぎない。しかし清掃事業は、公害、下水道、港湾など、あらゆる分野の都市行政とからみ、またその基幹であり、現在の都市問題の最先端の分野をささえる事業である。その任務が可能な技術開発、人材養成がどうしても必要である。清掃局を名実ともに東京都庁のエースにしてゆかなければならぬ。清掃問題を行政の中で考え直してゆかなければならない。

豪華なゴミ、がんじょうなゴミという怪物の大量出現の前に、都市行政はゴミ処理のほうの立場から考えてゆく時代にはいつてきたようだ。



しばた・とくえ
都立大学教授
財政学・都市問題

粗大ゴミは、指定日以外に持ってこられたら大変な近所迷惑だが、それを守ってくれる人はあまりいない。とくに、学校のそばでは子どもに危険、P.A.の箱みのタネとなっている。

第二回定例会 6/30 ↓ 7/8



第二次補正予算、喜多見小学校用地買収など二十七件可決

第二回定例会は、6月30日から7月8日まで、九日間の会期で開かれた。

30日と1日には、十七人の各派代表が、今期はじめての質問戦を展開した。

区長提案の案件は、予算二件、条例十五件(制定二、改正十二、廃止一)、財産取得一件、人事一件、区道認定九件の計二十七件で、報告案件七件とともに、すべて30日に上程された。

条例改正のうち七件は、区の施設の位置表示や所管区域の変更だけを内容とするもので、提案と同時に可決・承認した。

残る十九件は、それぞれ委員会審査を経て、7月8日、いずれも原案どおり可決した。

● 一般会計第二次補正予算(歳出)

追加計上額は四億六〇五万四千円、これにより四十六年度一般会計総額は一八四億九四一〇万四千円となった。

財源は、特別区民税増収見込額二億〇七八万五千円が中核をなし、以下繰越金九五三万八千円、都支出金七七〇九万八千円のそれぞれ追加計上がこれに続いている。なお、特別区債も一千万円が追加された。

今回追加の事業予算では、区民温水プール用地買収費一億二五〇〇万円(財源のうち七五〇〇万円は前記都支出金)、

開発公社借入金金の元利償還金八二八九万円、交通安全施設整備費二九三六万三千円の追加、西経堂団地内への児童館新設費二一四三万円などが、金額的に大きなものである。その他、項目としては、小中学校の地震対策工事費、区立保育園児の給食費アップ、公害測定車購入、健康都市PR映画製作費などが目だっている。

なお、債務負担行為も補正されたが、それによると、開発公社の昭和四十六

七両年度事業資金のわくは、約二十九億円となっている。

● 喜多見小学校(仮)用地の取得(賛成全員) 砧小学校マンモス化の緩和策。

(所在) 喜多見三丁目四四一七番ほか(面積) 一万二四〇二・九四七平方メートル(買収金額) 五億二〇六〇万二千円

● 「みどり」の保存条例(賛成全員) 環境保全のために、民有の樹林を区の手で保護する。健康都市宣言事業の一環。7月15日施行。

● 消費経済対策委員会条例(賛成) 消費者対策充実のため、従来の商工センター運営委を発展的に改組した区長の諮問機関。商工センターの運営にもタッチする。構成員は消費者代表、区議など十七人。7月15日施行。

● 区民会館設置・管理条例の改正(賛成全員) 砧区民会館(成城六丁目二一)の新設により、使用規定の追加。施行日未定。

● 福祉会館条例の改正(賛成全員) 喜多見福祉会館(喜多見五丁目一一〇)の新設。10月1日施行。

● 児童館条例の改正(賛成全員) 烏山児童館(南烏山六丁目三二一)四、烏山保育園と併設)の新設。9月1日施行。

● 児童遊園条例の改正(賛成全員) 瀬田西児童遊園(玉川瀬田町四三九)の廃止と住居表示実施による七園の位置表示変更(別掲)。

● 住居表示審議会条例の廃止(賛成全員) 区内全域の住居表示実施が確定したので、同機関を解消。7月15日施行。

● 職員退職手当条例の改正(賛成全員) 都および他の区に在職していた区職員について、退職手当算定の際の算入期間を拡大する。3月31日から適用。

● 農業委員会委員の推薦

区長が選任する委員のうち、議会が推薦する委員を次のとおり欠員補充。 梶山正二(自民) 志茂京子(社会)

● 区施設の位置表示、所管区域の変更 住居表示の実施、施設の移転等により、左の施設の位置表示、所管区域等が変わる。関係条例改正は、前記児童遊園条例を除くと七件。施行はいずれも9月1日。

出張所 第一、第六、第七、玉川第四、同第五、砧第一、同第二、同第五。

敬老会館 用賀、祖師谷。

福祉地区 世田谷、北沢、玉川、砧。

保育園 烏山、用賀、砧。

公園 笠森、塚戸。

児童遊園 身延山、瀬田東、用賀、廻沢、廻沢稲荷、祖師谷、廻沢南。

学校等 京西小、桜町小、瀬田小、塚戸小、祖師谷小、瀬田中、千歳中、塚戸幼稚園、学校給食調理場。

● 報告

○ 昭和四十五年年度繰越明許費計算書 道路用地買収事業など九事業、総額四億二四三〇万二〇〇二円。

○ 昭和四十五年事故繰越し計算書 路面改良事業など四事業、総額五〇八三万七千二百五円。

○ 昭和四十五年定期監査報告

加賀野書・中野五郎

保険医総辞退問題 に関する要望書

(要旨) 7月1日からの保険医総辞退により、区民の医療と生活は深刻な事態に追い込まれている。政府が日本医師会との紛争を避けるための具体的な対策を立てず、この事態を招いたことは遺憾にたえない。

健康都市宣言を行なった当区としては、住民不安解消のために努力しているが、十分でない。

政府は、住民の医療確保のために万全の措置を講じ、国庫負担をふやし医療保険制度の充実をはかるなど、事態の收拾に総力をあけるべきだ。

7月8日 内閣総理・厚生・自治各大臣あて

- 昭和四十六年一月分例月出納検査
- 昭和四十六年二月分例月出納検査
- 昭和四十六年三月分例月出納検査
- 昭和四十六年四月分例月出納検査

● 新たに認定した区道 九件(賛成全員)

所在地	延長
松原五丁目190~844	79.00m
日町一丁目56	58.25
成城六丁目569	77.90
祖師谷二丁目209~213	132.70
祖師谷二丁目214	102.60
祖師谷二丁目756	191.80
祖師谷一丁目1	88.72
~祖師谷二丁目736	21.00
八幡山三丁目11	92.90
北烏山七丁目2224	~2227
計	844.87

請願・陳情

7月1日に審査付託した請願・陳情のうち、次の九件は、8日の本会議で委員会決定どおり議決、それぞれ執行機関側に送付した。

なお、今定例会で議会閉会中の審査に付された請願・陳情は、四十八件となっている。

採択分 五件

◇ 区立幼稚園設置促進に関する請願 (旭小付近)

◇ 区立奥沢小学校特殊学級教室新設に関する請願

◇ 塚戸小学校通学区変更に関する請願

◇ 交通安全書を防ぐための請願(代田四丁目赤堤通り付近)

◇ 下水道工事促進に対する請願

意見付採択分 四件

◇ 夏期手当等に関する請願(自民労連世田谷分会)

◇ 夏期手当の支給等に関する請願(全日労世田谷分会)

◇ 夏期手当の支給等に関する請願(世田谷自由労組)

以上三件についての意見要求事項目については、十分実態を把握し、なるべく趣旨にそうよう努力された。ことに、夏期手当支給額については、できる限り努力をし、支給日についても可及的(次ページ三段につづく)

委員会審議から

開発公社が関心と呼ぶ

企画総務委員会

今定例会の中心議題である第二次補正予算は、6月10日に決定した都区財政調整に基づき、計数整理をして提案された予算である。これにより、当初約百三十四億九千万円と立てていた税収見込みは約二億七千万円伸びて約百三十七億六千万円と補正され、財政調整の対象となる収入額と需要額の差はマイナス一億円、したがってその分が財政調整交付金と決まった(当初期待額は二億円)。

7月5日、この予算を審議した企画総務委では、とくに、償還金を計上した開発公社に関心が集まった。

開発公社は、この二年間で二十九億余の資金を民間金融機関から借り入れ、区が必要な用地を買う、借入金金は本年から向う九年間で区が償還する(元利合計三十六億余)、資本金は全額区が出資、役員も区長はじめ区の職員がある。

消費者対策で活発な論議

区民厚生委員会

消費経済対策委員会条例は、7月5日の区民厚生委で審議した。

提案理由は、複雑かつ広範囲な消費経済問題を各分野から構成された委員が検討し区長に答申を行なう、それを受けて区が消費者行政を合理的に推進していくというもので、この委員会設置により従来の商工センター運営委は廃止されこの委員会に統合されるということであった。

委員会では、消費経済対策充実というが、消費者代表が従来の商工センター運営委より一人ふえただけでは今までと大差ない、また具体的にどういう課題を提起しようとしているのか、あるいはどういう形で検討するのかも明らかでないという点が論議された。とくに、消費者代表が四人では、消費者の声を十分な反映が望めないとの意見が圧倒的に多かった。

これらの点について、区側の説明で

たる、いうもので、いわば区の身代り機関である。この公社は、いわゆる公共用地の先行取得が従来の起債や用地基金だけでは不十分だということである。5月に設立された。

ところで、議会側は、公社の寄附行為(公社の定款にあたる)や議会との関係について、詳しい説明をまだ聞いてはいなかった。そこから、膨大な資金を動かす区の身代り機関に対して、議会はどこまで監視機能を果たせるか、大きな疑問が生じてきた。とくに革新派からは、公社の事業計画の前提としている総合計画は議会の議決が必要であったとして論争がしかけられたり、出資金計上(当初予算)、償還金計上(今次補正)という形で議会側に十分な説明のないまま理事者独走体制の既成事実が積み重ねられていくのではないかとといった不満が示されたりした。

結局は、議会側と密接な連絡をとるよう要望され、理事者側も事業計画や実績を報告することを確約した。用地取得難打開の妙案として動き出した開発公社は、しばらくの間議会の関心の的になりそうである。

委員はなかなか納得せず、論議の末、審議は翌6日に持ち越された。

6日、区側は、消費者の直接の声は今年から発足した消費者モニター(二十四人)の活動でかなり区にとどいていて、当初は消費者代表四人のわくで出発し、運営上必要となったときに増員したい、諮問内容は区でできる範囲まで広げたいとの意向を示した。

委員会では、区が他区に先行してこういう機関を設けることは評価すべきだとの声がおおかたの意見で、賛成多数で可決した。ただ、おぎなりの機関とならないよう活用すること、人選や消費者代表の増員にはとくに留意すること、消費者の声を聞く場を多くつくること、答申があった場合には審議経過で出た意見も謙虚に取り入れて実行すること、などの注文があった。

効果あがるか緑の保存



建設委員会

「みどり」の保存条例を審議した7

(前ページからのつづき) すまやかに支給できるよう努力されたい。

◇弦巻通り信号機設置に関する請願
意見に願意にそつよう努力されたい。
継続審議分 四十八件

世田谷区島山小学校跡地の施設建設に関する請願
碓氷支所跡地に青所を含めた児童館建設に関する請願

碓氷行善地公共施設建設に関する請願
旧軍人等に対する慰労処遇の改善等に関する請願
三宿地区に区立立寄居部に関する請願

精神病の入院療養費を都と区町村の負担による国民健康保険の十割交付の実施方を要請する請願
等々力、野毛、上野毛地域に区立保育園を設置する請願

宮坂、薬師町地域の保育所設置に関する請願
世田谷区に居住する朝鮮公民の国民健康保険加入に関する請願

建設労働者にやさしい労働者保険の適用と建設団保組合に対する国庫負担増額等に関する請願
学童保育設置に関する請願(島山小学校地域)

世田谷区南島山五丁目の一部を商業地区に指定する請願
香川の将来計画についての請願(一部)

側溝改修並に取付に関する請願(梅丘二丁目五番一、二、三、四、五、六、七、八、九番付近)
船津小学校通学路整備に関する陳情

側溝の蓋掛けに関する請願(宮坂二丁目三番九番先)
公共高層の積荷、液漏、蓋掛けに関する請願(玉川三丁目二、三、四、五、六、七、八、九番、二四番)

国立大学二丁目の砂防防止に関する請願
溝渠改修工事依頼に関する請願(八幡山二丁目一、二番先)

東宝ホールック現建築確認取消しに関する請願
店舗並びに共同住宅建設工事の中止に関する請願
5月5日の建設委員会のもようを伝えよう。

条例は、環境保全のために民有の樹木を区の手で保護することを目的としている。だが、条文は、登録についておもに規定してあるだけで、どうい

木を対象とするか、どういう保護策を講じるかは明らかにしていない。したがって、審議は、その細目を決める規則の腹案を聞き出す形で行なわれた。

まず、対象となる木は、高さ十五メートル以上で地上・五メートルの幹の周囲が一・八メートル以上、林の場合は、面積一平方メートル以上としている。保護策として、枝を切りそろえたり、肥料をや

る。そして、木は二千本弱、林の面積は一六万平方メートルと見込んでいる。この条例制定の趣旨は、区内一千万平方メートルにおよぶ公園・緑地をこれ以上減らさない姿勢を示し、緑をたいせつにし反公害意識をアピールしていくところにある。以上が区側の説明の概略であっ

(野沢千自)
労働科学研究所跡地の建築物に関する諸問題に対する請願
希望ヶ丘土地区画整理地域一部除外に関する請願

排水に関する請願(上祖師谷七丁目九番二番先)
道路側溝に七型蓋掛と側溝改修に関する請願(南島山六丁目三番三番、三番、三番)

小田急線駅前広場設置に関する請願
側溝定着と道路舗装についての請願(北島山九丁目一、二番付近)

すみれ児童遊園地の整備に関する請願
建設労働者の賃金引上げ労働条件改善に関する請願
建築基準法・建築基準法等の実施にもつう請願

建築基準法講習会開催に関する請願
総合文化会館建設に関する請願
屋外スポーツ施設に照明設備設置に関する陳情

東急地下鉄新玉川線駒沢大学前設置に関する陳情
小田急祖師谷大蔵駅南口常時改札実施に関する陳情
小田急津島橋駅南口常時改札実施に関する陳情

学童通学路車両通行時間規制についての請願(南島山二丁目一、二番先)
小田急線の改修要求の促進を要請する請願
大型車通行規制に関する請願(カノサ幼稚園前)

花形ゴルフセンターに至る都道
交通安全対策に関する請願(山崎堂団地内道路)
交通規制に関する請願(東松駅付近)

一方通行指定に関する請願(松上三丁目三番)
交通規制に関する請願(尾山台一丁目八幡坂通り)

小田急線地下鉄化に関する請願
道路安全対策に関する請願(島山児童館及び保育園前)

信号機設置に関する請願(代田二丁目梅丘通り鎌倉通交差点)
押ボタン信号機設置等に関する請願(梅丘二丁目八番先)

香川の将来計画についての請願(一部)

た。

これに対して、委員会では、木の所有者に登録や届出などのめんどうな手続きをおしつけてかんじんの保護策を条例で明記していない、こういう姿勢ではたして実効があるのか、公共機関自身が再開発工事などで木をそまつにしているのではないかとといった批判が出たり、一平方メートルの林といつてもピンとこないという疑問が示されたりした。区側は、登録も保護も所有者の了解を得てやるができるだけ協力をうる、対象林の面積は弾力的に考える、と説明した。

最後は、保存となえる区が自然を破壊するような矛盾したことを示さないように、保護策を具体的に示して理解をうるようPRにつとめよ、もっと積極的な立場で緑をふやしていくことに取り組め、などの要望があり、全会一致で可決した。

緑と私たち

つれづれの散策の道すがら、ふと気がつく。木立の間をぬけている。日ざし、影が恋しい。

だがわれわれは、あまりにもむづろさに樹木を扱ってはいないだろうか。古老の話とまではいかなくとも、二十年前といまとではだいぶ趣きが違ってきている。こうしたときに、「みどり」の保存条例が制定されたことは、タイムリーな企画として評価されよう。しかし、逆に言えば、こうまでしなくて

は緑の保存がむずかしくなった時代なのである。

それはさておき、他区にくらべて、世田谷区はまだ緑に恵まれている。そこで今回、数ある樹木や名木のなかから、一部を紹介してみた。緑をたいせつにしてほしい。



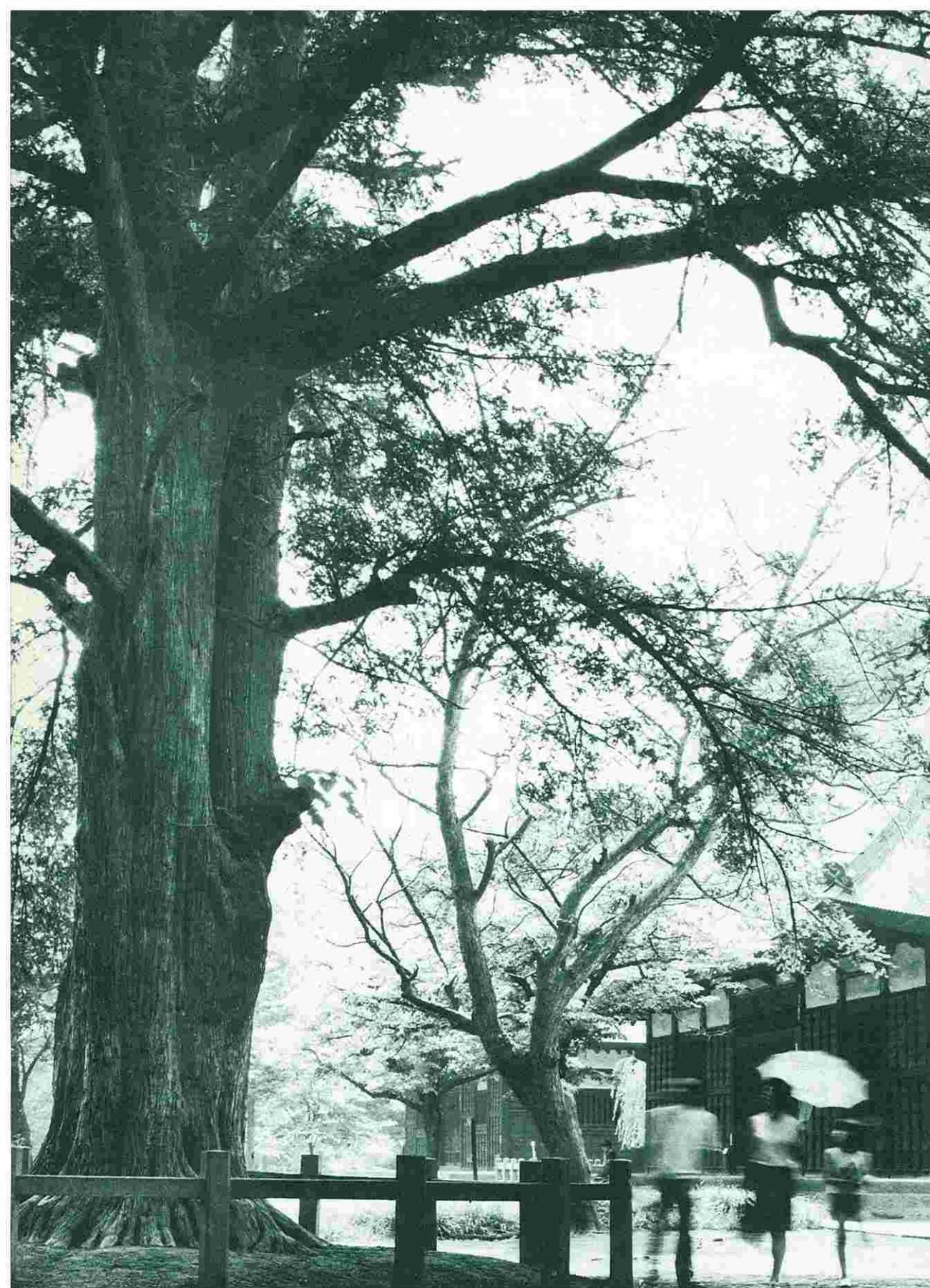
上、木と子ども=最近、木登りができる子どもが少なくなるとか。チャンスの減ったことも原因であろう。チョウやセミも、めっきり減った。

右中、等々力溪谷=樹木は申し分ないが、溪谷狭まってドブ川となった。区が浄化装置を取り付けたことがあったが、きまめはなかった。

右、成城学園付近のイチョウ並木=イチョウやプラタナスの街路樹は、近代的な町づくりの産物。だから、「車社会」には強い。

左中、武蔵野の面影=大蔵運動公園を下りたところに、武蔵野の雑木とそれに似つかわしい民家が、ひっそりとたたずんでいた。

左下、蘆花恒春園=田園を愛した徳富蘆花が、晩年を送った地。現在都立公園。ここに「武蔵野」を求めて訪れる人は多い。



左、九品仏浄真寺のカヤ=樹齢六百年を数える名木という。同じ境内にあるイチョウとあわせて都天然記念物。区でも緑草園を作った。



上、太子堂円泉寺のイチョウ=ここには霊泉が湧き、あたり一帯樹林だったという。いまは泉は枯れたし、すぐそばの「太子堂のケヤキ」も枯れた。



代表質問

世田谷区教育の将来構想は

— 自民党 —

質問 「第三の教育改革」ともいわれる中教審の答申は、六・三・三制を四・四・六制に改革、教員の再教育制度、大学配置を定めた大学基本計画などを骨子としている。この答申に対する各方面の反響は大きい。現行六三制は定着しているし、新しい学校体系の開発よりむしろ教育内容の改善充実が先決であるという意見もある。中教審答申に対する所信と、世田谷区の教育行政の将来あるべき姿を明らかにしてほしい。とくに、幼児・生涯教育の方向を示せ。

区長 中教審の答申は当を得たものだが、体系化するには相当の歳月と手段が必要であろう。将来構想は非常に大きな問題で、かくあるべきだということはいま持っている。

教育長 幼児教育について、中教審答申は、幼稚園設置の義務化、私立の公立化、五歳児の全児就園などをあげている。区も年次計画で建設を進めてきたが、今年度建設の二園で一応は完了する。

質問 用地取得を目的とした開発公社の機能を拡大し、再開発・下水道促進事業を加えることはできないか。

区長 公社に別の目的を加えることはできない。ほかに公社を設立することは不可能ではないが、現実としてはむずかしい。

区長選挙方式をどう評価する

— 社会党 —

質問 昭和27年の自治法改正により区長公選が奪われて以来、議会や住民の復活運動が続けられ、今回中野区では革新五派の提案により区長選挙方式の条例が成立した。都知事はこれを高く評価しているが、区長はどう思うか。

区長 早く公選制に法改正すべきである。中野方式は、法律上いろいろ問題があつて賛成できない。区長の空白を置かない世田谷方式を評価すべきだ。

質問 開発公社が議会審議を経ずに用地を取得することは、議会軽視だ。企画部長 所管の委員会には逐次報告し、議会とのパイプは通す。

質問 奥沢センタービルが完成してしばらくたつたが、これを造成した地元商店は、工事代金の未納を理由に建築会社からビルの引渡しを断わられている。負債総額は約十億にもほり、商店は倒産寸前だ。これは明らかに失敗事業である。責任は都区いずれにあるのかはつきりさせ、解決策を考えよ。

助役 いまの段階では成功してはいない。区は建築技術面での指導だけで、債権債務に関しては立ち入っていない。なんらかの解決策を検討中だ。

質問 交付区になったことを成功だとしているが、都の措置額や単位費用が低すぎて区自主財源の持出しがふえ、保留財源が底をつかないか。

区長 自慢してはいない、事実を述べただけだ。学校建設などに自主財源の持出しは必要。

住民本位の再開発構想を示せ

— 共産党 —

質問 再開発計画は、住民に公開し、徹底して住民の意見を採用する、実施の段階では、国と自治体の資金を大幅に投入する、これが住民本位の町づくりの本旨だ。こういう観点に立った三軒茶屋再開発構想を示せ。

商工センター 商業協同組合は区が指導・監督すべきだ。また、この組合が駐車場としている土地を区で買うという

話があるが、先走つた考えだ。

助役・区民部長 三軒茶屋は今年度中にパイロットプランを作成する。防災上の見地からの道路づくりには主眼を置く。商工センター商業協同組合の指導・監督は都の権限だ。駐車場は買うことにはなっていない。ただ、持っているのは将来の役にはたつてであろう。

質問 給食センターが充足したが、実施校は予定の十四校中まだ十校。実施校でもコンテナの故障、職員の労働過重、学年差を考えない給食内容など問題がある。現場の声を聞け。各校方式をなぜやらないのか。

教育長 ならないための問題もある。受入施設は改善をはかるが、全体としてセンター方式が好評なので今後も続ける。

質問 下水道整備は、都の五百億の起債がカギ。区も積極的に政府に働きかけこれを認めさせよ。

区内の空地を総点検せよ

— 公明党 —

質問 総合計画の推進には、用地の取得が先決だ。用地取得事業の三元化と区内の空地を総点検し土地所有者の把握をはかれ。

区長 趣旨には同感。ある程度の資料は得ているが、さらに詳細に調べる。

質問 羽根木・野毛の区立公園のプール増設をはかり、総合運動場に夜間照明を付けよ。図書館、福祉会館の夜間開放はできないか。

助役・教育長 羽根木・野毛には難点があつてプール建設ができない。総合運動場の夜間照明は、支障の有無を調

査中。図書館は世田谷を除き夜間開館している。

質問 下水道幹線として予定している河川の改修はするの。枝管の建設に伴い、公共溝渠や側溝の改修はどうなるのか。公衆便所の増設計画はあるか。

助役 河川改修はしない、公共溝渠もなるべく二重投資を避ける。公衆便所は土地がない公園内に設置していく。

質問 出張所が手狭、増築計画はあるか。健康センターの用地取得のメドは。助役 出張所は増築を予定して基礎を施工したものがある。事務量、所管区域の再編成を考え合わせながら三カ年計画で増築したい。

健康センター 用地は、都税務事務所跡地取得のメドがつき、買収費も予算に計上してある。

人事権の拡充と議会事務局の強化を

— 民社党 —

質問 第十四次地方制度調査会の起草委員長松隈氏は、区長公選は世論であり、委員の中にこれに反対する者はないと言っている。さらに、この実現については、まず事務と人事権の移譲という階段を経て、つぎに区長公選というのが多数説だとしている。

こうした機運にあるとき、区長は、法改正を待つという消極的態度をとっていないで、法のわく内で可能な課題を一つ一つ克服していく姿勢が必要だ。たとえば、都が握っているため不合理が生じている人事権を区へ移す、これがとりもなおさず区長公選、完全自治へと結びつく。区長の所信は、

区長 質問の趣旨には賛成だ。すべての人事権を区に移すことは困難な問題だが、三割自治と言われぬよう機会をとりえては主張していきたい。

質問 議会と執行機関の関係が車の両輪だとすれば、区議会事務局は車輪の軸だ。その事務局長が課長級にあることは問題。事務局長を部長級とし、事務局組織全体の強化をはかれ。

区長 事務局局長を部長職に格上げすることは賛成だが、部の数については都の了解が必要だ。二十三区の格差調整ができれば可能と思う。



物価高、人手不足、消費水準の上昇、零歳児保育の需要は強い。だが、実施にはいろいろあい路もあつて、まだ試験段階(写真:上馬保育園)。



区立の幼稚園はいま6園ある。これを2年制にという声もあるが、区はまだそこまで踏み切っていない(写真:中野幼稚園)。

一般質問

奥沢センタービルの窮状を救え

再開発には住民の意向を反映させよ

質問 奥沢センタービル計画には、当初より反対であった。責任のなれせず、事後処理をせよ(共産)。工事代金を区が肩代りして、建設業者から地元商店へビルの引渡しはできないか(自民)。

助役 都の計画で実施され、区の指導も、おのずと限界があった。

区長 議会全体の要望として受けとめ、何らかの解決策に取り組み。

質問 都の長期計画と区の総合計画とはかみ合っていない。真に住民の住みよい町をつくるには、住民参加の都市計画に改める必要がある(社会)。

区長 住民参加というが、実際の計画策定には小人数であったるほかはなく、議会制度を重視している。

質問 当初、烏山小跡地は拡幅道路予定地の立ちのき商店のために利用を考えていたはずだ。企業本位の開発には反対する(社会)。総合センターと烏山駅の間をバス通路とすることは、交通混雑を考慮してのことか(公明)。

区長 祖師谷駅周辺の再開発について、いきなりアンケートを配られた住民は、不安におののいていて。奥沢の二の舞を演じるな(共産)。

質問 三軒茶屋・太子堂地区には、区立保育園が一園だけだ。用地難を克服して増設をはかれ(共産)。総合計画では、昭和60年までに四十八園を新設するところがあるが、実情では建設が急務だ。委託保育を拡充するなど解決できないか(自民)。

質問 建築確認の許可は、基準法に適合していれば、土地の権利関係を考慮に入れず許可するのか。東宝ボーリング場を建築許可したのは遺憾だ。また、日照問題では、公共施設だけでも住民に迷惑をかけてはならない(社会)。

質問 上馬保育園の零歳児保育は、真に必要とする家庭を対象とすべきではないか(自民)。

建築部長 基準法には、土地の権利関係についての規定はない。建物に法に

厚生部長 零歳児保育の問題は、経済



人待ち顔の奥沢センタービル。これを建てる人たちは、資金が続かず、ビルには入れない。すぐ前の仮設店舗で細々と営業。

的を明確にしてほしい。また、区立幼稚園の教材費と父兄の寄付行為はどうなっているか(社会)。

総務部長 行政指導はしている。助成の目的は、幼児教育の振興と父兄負担の軽減にある。

教育長 幼稚園は、義務教育ではないが、公立という立場から、教材費の予算措置はしてあるし、寄付は正式手続きをふむよう指導する。

粗大ゴミ対策を重視せよ

経営近代化融資は手続きがめんどう

質問 粗大ゴミは、交通障害となったりと、公衆衛生上目にあまるものがある。夏に向ってふえるであろうが、対策はないのか(自民)。

助役 都の清掃事務所と協議し、対策を考えたい。区が土地を得て集積所を設ければよいが、ものがもるだけに、むずかしい。

質問 牛乳ポリ容器は、メーカー側の回収を条件に使用許可となったが、新たな廃棄物公害を生みだすもどだ。区の見解は(社会)。

区民部長 ポリ容器の使用は、権限外のことでが望ましいとは思っていない。

質問 中小企業経営近代化融資制度は、条件がきびしいうえに手続きが複雑、利用者の実情にあっていない(自民)。

区民部長 企業の経営データ、決算書の提出などは、近代化への一つの試練。

選挙事務の改善をはかれ

出張所はわかりやすい名称に

質問 不在者投票には投票箱を使用し、選挙民の不安をなくせ。また、投票所増設、在宅投票制度、選挙公報発行など運営面の改善・充実を(公明)。

選挙委員長 不在者投票はじん速な事務処理が必要だ、万全を期している。投票区域の再編には着手しているが、他は、職員の人手、準備期間の問題で実現困難だ。

質問 区役所出張所の番号名称は、区民にわかりにくく不便だ。親近感のある名称に変えるべきだ(公明)。

助役 出張所の名称は住民感覚に合うように考えていきたい。



保育園建設を急げ
婦人ガン検診事業を拡充せよ

質問 三軒茶屋・太子堂地区には、区立保育園が一園だけだ。用地難を克服して増設をはかれ(共産)。総合計画では、昭和60年までに四十八園を新設するところがあるが、実情では建設が急務だ。委託保育を拡充するなど解決できないか(自民)。

区長 総合計画では、保育園建設を人口の伸びとも関連させて計画している。最低限毎年二園から三園は建設したい。

厚生部長 立地条件などの問題点もあるが、太子堂地区に用地を確保できる見込みだ。

質問 上馬保育園の零歳児保育は、真に必要とする家庭を対象とすべきではないか(自民)。

厚生部長 零歳児保育の問題は、経済

面からの生活扶助的見地でなく、あくまで児童福祉を中心とした考えを基礎としている。

質問 母子寮の各部屋の電気容量が五アンペアでは低すぎる。通路の雨水もなんとかわけないか(公明)。

厚生部長 雨水は今年中に解決できる。電気容量は、社会一般の生活水準と合わせ検討してみる。

質問 婦人ガンの無料検診は好評を呼んだが、まだ検診を必要としている婦人が多数いる、要望にこたえられないか(共産)。

区民部長 早急にはできないが、今後、区内医師会に働きかけ協力を求める。

質問 保護司会の活動に力を入れ、出所者の更生を安易にみるな(無所属)。

区長 保護司会への助成額は、機会をみて増額したいと思う。

狭い校庭の拡張と運動場の増設

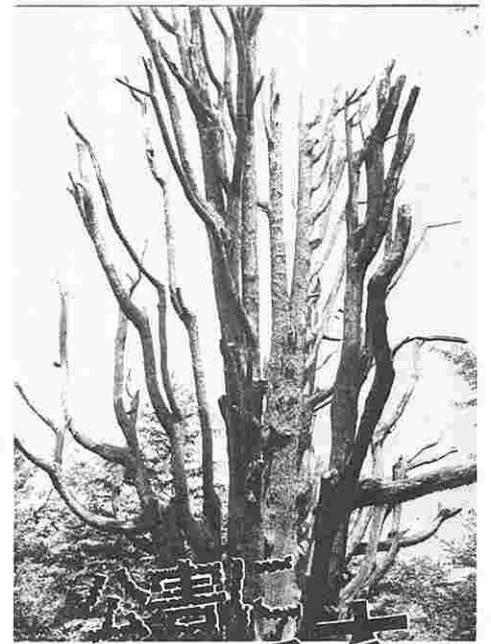
質問 区内の小中学生の体格は良いが、運動能力は劣っている。これは狭い運動場が走る力を奪っているからだ。校地拡張の打開策はあるか。狭隘校からの鉄筋化を考えよ(共産)。

教育長 学校周辺は、道路、民家があまり拡張は困難だ。鉄筋化は本年度に二千坪以下の四校を完成させる。

質問 青少年の不良化防止には、スポーツ振興が最良策と考える。無料使用できるグラウンドをつくれ(無所属)。

教育長 都と交渉し、多摩川河川敷を借用し、グラウンド増設を考えている。

質問 私立幼稚園の定員オーバーなどに対しては、適切な行政指導がなされているか。私立幼稚園協会への助成目



害木 蝕まれる木

写真：九品仏浄真寺の千本杉。

啓

馬込の緑が丘からこの初夏の世田谷に転居いたしました。実は菟村の成城学園へ通う小さい子たちのために引き移ったわけなのですが、転居はとりもなおさず家庭的旅行で少なくとも新鮮な換気法です。このあたりは多摩川もほど近く、雄大な木立と雑草の原が多く、随所にまだ田園の野趣があふれて見えます。電車は玉川電鉄下高井戸線の「松陰神社前」で降り、東南「千ほどのところ」です。渋谷からが順路ですが、新宿からならば小田原急行の豪徳寺で乗換ええます。

申し遅れましたがお知らせまで、
草々。

私の 1 三宿神社 史跡散歩 真井九郎

NHKテレビ朝の番組「蘭子ひとり」で蘭子が青森から上京して友人の家を訪ねていくところがある。タクシーに乗った蘭子に行く先を言われた運転手が首をひねる。

「世田谷にサンヤド」というところがあったかなあ。ちよつと書いた紙を見せて……なあんだ、ミシユク、じゃあないか。これに対して蘭子は住所を書いた紙を見つめて「そう言えば、そんなふうにも読めるわね」という上京者との笑い話がいっていた。

「古今名家書翰文大成 元社昭和9年刊所収」

これは、昭和3年、詩人北原白秋が区内若林に移転したときの転居通知である。白秋は、ここで歌集「白雨風」などを出しているが、その中には世田谷の自然が数多く詠み込まれている。当時の世田谷が、いかに木が多く、風情があったかをうかがうことができる。四十年余を経た今日では、とても野趣などはない。立ち並んだ住宅の間から、わずかに木立のぞくだけである。それでも他区から訪れた人は、世田谷区は緑が多いとうらやましがらる。

昭和43年に、ケヤキが世田谷区の木として区民から選ばれた。ケヤキは、成長が早く、寿命も長い。いわば、じ

三宿神社は淡島通りからすこしはいた多聞小のそばにある。

倉稲魂命を祀った稲荷神社で、お稲荷さんと言えはギツネがつきものだが、この神社はタヌキばやしでも有名。毎年9月23日の例祭にはタヌキばやしのお神楽が奉納される。

また、ここは毘沙門さまと呼ばれるが、これは多聞寺（現在廃寺）の毘沙門堂の本堂をここに移したためという。

筆者紹介 本名は海野幸秀氏。現在東京新聞川崎支局長。かつては世田谷を担当、それが機縁で世田谷区をよく愛することになった一人です。

この文は、本年2月に区が発行した『史跡散歩』を手がかりに、由来やまつわる話を拾ってみたこのことです。

ようぶで長持ちする木である。ところが近ごろ、このケヤキがおかしな現象を起こしてきた。秋でもないのに葉が落ちてしまうのだ。夏から冬にかけて、四回も落葉した例さえ見られた。環境に対してもっとも強いと言われているイチヨウでさえ、葉が黄色くならなくなった。葉の形もすっかり小さくなってしまった。

これらはすべて、大気汚染をはじめ、農薬の影響や害虫等の人為的現象である。

昨年来、世田谷区民は光化学スモッグに悩まされている。この公害が植物にまで影響を及ぼし、ケヤキの葉をチリチリに縮れさせたのだ。これでは、「枯葉」や「落葉」の歌もうたえない。

環境が変わって生活のバランスを失った木は、環境に対応した有機物をつくったり、緑の葉を落としてまでも生きのびようとしたり、懸命となる。夏の落葉や秋になっても青い葉は、木の自衛現象である。

いままでは、木は、人間の生活や精神をはぐくんできた。春には萌えるような新緑や若芽が人間を元気づけ、夏にはきびしい日ざしをさえぎって涼風を送り、秋には目もあやな紅葉を見せてくれた。かつて、日本民族と共存し、鎮守の森、ふるさとの森、屋敷林としていばっていた大木があった。それがモミの木であり、アカマツである。あるいはクロマツ、スギ、ヒノキ、ケヤキである。

そのモミの木は、もはや都会にはない。アカマツも見られなくなった。それはばかりか、都会で正常に育っている木はほとんどないのだ。

区では、このほど、「みどり」の保存に関する条例を制定した。「緑と太陽の文化都市」を目ざす総合計画によれば、将来、多摩川などに四方所の大公園や緑地公園などの建設が計画されている。だが、いくら植樹の努力をしても、目に目に汚れていく空気では木は育たない。

アメリカでは、一九七四年から、大気汚染の大きな原因である自動車の排気ガスを規制する考えだ。排気ガスを出す車は、いっさい走れなくするそう

だ。それにひきかえわが国では、まだやつと調査の段階である。自然保護対策の憲法となる「自然保護法」は、来年の末でなければ制定されない。「このまま自然が破壊されたら、人間でさえ生存が危い」と科学者が警告するところまで、事態は進んでいるのだ。

■世田谷区議会史発刊の二案内

長らくお待ちいたしました。世田谷区議会史「全巻がそろいました」。A5版、ゲース入り。本文ページ数と頒布価格は、

本編 一三三九ページ 一八〇〇円
資料編 一〇二二ページ 二二〇〇円
年表 二九六ページ 五〇〇円

ご希望の方は区議会事務局（区役所第二庁舎四階）まで。郵送の場合は前記代金に郵送料（区内で二七〇円）を添えて左記へ。

〒154 世田谷区世田谷四丁目二二一七 世田谷区議会事務局 大場 啓 二

議員の住所変更
高橋八重子（自民）代沢三丁目二五二一三
やはたハイイツ三三三

■「ひろば」に投書
今回、投書がないため「ひろば」を休載します。投書の字数は四百〜六百字程度。編集部で手を加えたり省略することがあります。あて先は左記へ。

〒154 世田谷区世田谷四丁目21-27 世田谷区議会事務局

編集後記

○第二次補正予算は、都区財政調整の決定を受けて計上したものですから、これで本年度の事業予算はほぼ確定しました。この予算の計上は例年より半月以上も早く、提案を急いだ理事者の努力は、一歩前進と評価されました。

○一般・代表質問者十七人のうち、六人もの新入議員が登場、新鮮な感覚で熱弁をふるい、質問戦の初陣を飾りました。

○第三回定例会は9月に開かれます。傍聴や請願の手続きについての問合せは、区議会事務局（内線五九〇）五九八）まで。